

よくある質問

やっぱ
広島じゃ割「地域観光支援分」

No.	質問	回答
やっぱ広島じゃ割「地域観光支援分」(地域観光支援割)について		
1	「地域観光支援割」の割引プランを使って利用したいのですが、どうやったらよいですか。	本ホームページより対象となる宿泊施設・割引プランをお調べいただき、各宿泊施設または旅行会社のホームページから対象プランをご予約ください。もしくは、各宿泊施設・旅行会社に電話でお問い合わせ・ご予約ください。
2	「地域観光支援割」の割引をしてもらうには何をすればいいですか。	ご利用希望の宿泊施設又は旅行会社に電話予約の際「地域観光支援割」を利用した宿泊割引プランがあるか、お問い合わせください。または、本ホームページ掲載の「地域観光支援割おすすめプラン」をご予約ください。宿泊施設自体のホームページに掲載されている場合もあります。
3	「地域観光支援割」を利用するには何か手続きが必要ですか。	ご希望の宿泊施設の対象プランまたは旅行会社の旅行プランをご予約いただくだけでOKです。
4	「地域観光支援割」の補助金はどうやって利用するのですか。	ご利用のお客様は「地域観光支援割」の対象商品をご確認の上、ご自身でお申し込みいただくようになります。ご利用可能な宿泊施設・旅行割引プランは本ホームページでご確認いただけます。
5	「地域観光支援割」の宿泊割引プランで宿泊できる宿泊施設は、どうすればわかりますか。	本ホームページに掲載の宿泊施設が割引対象施設です。宿泊施設のすべてのプランが割引対象とは限りませんので、ご利用希望の宿泊施設に事前にご確認ください。
6	宿泊プラン・旅行プランの1/2以内の割引とありますが、どのような割引になっているのでしょうか。	利用されるお客様は割引前料金の1/2以上をお支払いいただくこととなります。宿泊施設・宿泊割引プランによって割引額が異なりますので、ご利用希望の宿泊施設にご確認ください。旅行プランの場合は旅行会社にご確認ください。(一部の市町の補助が併用できる場合はこの限りではありません)
7	「地域観光支援割」に利用回数に制限はありますか。	利用回数に制限はありません。ただし、宿泊施設にお申込みで連泊利用の場合は最大7泊までが割引対象となります。
8	同じ旅館・ホテルに連泊する場合は、1泊ごとに割引可能ですか。	宿泊施設に申込みの場合は1泊ごとに割引可能です。平日料金/週末料金などで日々の宿泊料金が異なる場合もありますので、料金は宿泊施設にご確認ください。旅行会社でお申込みの場合は、1泊ごとの割引ではありません。(一旅行に対しての割引となります。)
9	利用したいホテルが「地域観光支援割ホームページ」に載ってないのですが、「地域観光支援割」は利用できませんか。	申し訳ございませんが、利用できません。
10	事務局で予約はできますか？各宿泊施設の空き状況を教えてもらえますか。	申し訳ございませんが、事務局では予約・空き状況の確認はできません。
11	「地域観光支援割」プランのある宿泊施設は、新型コロナウイルスの対策をされた施設ですか。	「GoToトラベル参画事業者のコロナウイルス感染防止対策」を基準として、同様の基準に対応することを宿泊事業者には条件としております。
12	広島県内のみでの旅行に限られるのでしょうか？	はい。錦帯橋等行程に入っていると補助の対象になりません。
13	予約した以前に補助金額が上限に達した場合、割引はどうなりますか。	旅行会社、宿泊施設ごとに補助金額の上限がございます。補助金額が上限に達した場合、割引の受付は終了となります。お早目にお申し込みください。
対象条件について		
1	「地域観光支援割」の実施期間は、いつからいつまででしょうか。期間が延長になったり短縮されたりすることはありますか。	予約開始(販売開始)時期や宿泊対象期間は、新型コロナウイルスの感染状況等の情勢を踏まえて調整の上、改めてご案内いたします。
2	出張などビジネス利用も対象になりますか。	お仕事など出張で宿泊される場合も割引の対象となります。(観光・お仕事等の旅行目的は問いません)
3	団体利用での宴会時の「カラオケ」や「コンパニオンサービス」は、「地域観光支援割」の割引対象になりますか。	カラオケやコンパニオンサービスは割引の対象外となります。
4	外国人の方でも割引対象となりますか？(その際必要な条件は)	広島県にお住まいの方であれば、対象となります。国籍は問いません。旅行会社で申し込み時、また宿泊施設チェックイン時に、居住地が分かる身分証明書をご提示ください。
5	宿泊施設のデユース利用は、宿泊代金割引の対象となりますか。	宿泊施設の利用開始時と利用終了時が同日である、いわゆる「デユース」については、割引の対象とはなりません。但し、旅行会社でお申し込みの場合は割引の対象となります。
6	追加料理や冷蔵庫などの飲食代やお土産代、電話代も対象になりますか。	当初より宿泊プランに含まれないものは、対象外となります。
7	宿泊した当日の夕食時に追加注文したビール代も割引の対象となりますか。	予約時の宿泊割引プランに含まれるものが割引対象です。この場合は割引の対象とはなりません。
8	子供や幼児も割引の対象になりますか。	大人と同様1名としてカウントされます。子供料金が発生せず、施設使用料のみの場合も同様に補助の対象となります。
9	大人2名と添い寝で食事無しの幼児1名が宿泊する場合、この幼児に対しても割引の対象となるのでしょうか。	割引の対象となります。例えば、大人の宿泊代金がお一人様20,000円、幼児のお子様の施設使用料が2,000円とします。大人の割引が20,000円×2分の1で10,000円ですが、上限5,000円ですので、5,000×2名分(10,000円)、幼児のお子様の割引が2,000円2分の1で1,000円となり、合計で11,000円の割引となります。
10	教育旅行団体(広島県内にある学校等の修学旅行)で、県外在住の生徒が参加する場合は割引対象となりますか。	広島県在住の方のみ割引対象となります。県外の方は割引対象外となります。

よくある質問

No.	質問	回答
11	2名で旅行を計画しています。1名は広島県在住ですが、もう1名は他県在住です。この場合、割引の対象はどうなりますか。	広島県にお住まいの方のみ割引対象ですが、他県にお住まいの方は割引対象外です。
12	観光が目的ではない合宿や受験、冠婚葬祭を目的とした宿泊は割引対象になりますか。	割引対象になります。
13	事業がスタートする前に予約、宿泊していた分について、割引対象になりますか。	なりません。事業開始日以降に予約、宿泊した分が対象となります。
14	予約時に「地域観光支援割」が適用されていないプランを購入しましたが、後から適用できますか。	適用できません。予約時に地域観光支援割適用プランであることが明示された商品を購入していただく必要があります。
15	「地域観光支援割」登録の宿泊施設に予約連絡を入れたが、割引ができないと言われました。	各宿泊施設の対象宿泊プランごとに、補助金額の上限金額が設けられています。その上限金額に達すると、その施設の割引プラン販売は終了となります。
16	日帰り旅行も割引の対象とありますが、どのような日帰り旅行が割引の対象となりますか。	今事業で割引対象になる日帰り旅行は、旅行会社が販売する「募集型企画旅行(例:県内日帰りバスツアー)」や「受注型企画旅行(例:職場旅行で日帰り県内バス旅行)および手配旅行」が割引の対象となります。
17	自家用車(マイカー)で県内日帰り旅行をします。割引の対象となりますか。	割引の対象となりません。
18	公費による公務員の出張(教育旅行等の引率教員)は割引対象になりますか。	公費で教育旅行(修学旅行、遠足、野外活動など)の引率する教員につきましては、割引プランの利用を控えていただくようお願いいたします。
支払いについて		
1	宿泊代金、旅行代金を、貯まったポイントで支払いできますか。	宿泊施設の自社ポイント、楽天・じゃらん等の宿泊予約サイトでお客自身で貯めたポイントは、利用可能です。
本人確認について		
1	割引利用者全員が広島県在住でないといけませんか。	広島県にお住まいの方が割引の対象です。旅行会社へ申し込み時、また宿泊施設でチェックイン手続きの際に、宿泊者全員の居住地がわかる身分証明書をご提示ください。
2	公的な身分証明書等の住所変更が完了しておらず、住所が県外の場合でも適用できますか。	適用できます。その際は、広島県内である事を示す郵便物や公共料金の請求書をご提示ください。
キャンセルについて		
1	利用者都合によるキャンセル料は、補助金が適用されますか。	キャンセル料に割引は適用できません。利用者都合によるキャンセル料の取り扱いは各施設、又、各旅行会社の旅行約款により取り扱われます。
2	発熱で体調がすぐれないためキャンセルをしたいのですが、キャンセル料はかかりますか。	通常の旅行規約に則ってキャンセル料は発生します。キャンセル料に補助金は適用できません。
3	キャンセル料は、割引前と割引後のどちらを基準としますか。	割引前の料金にキャンセル料がかかります。
4	新型コロナウイルスの感染拡大状況等により、「地域観光支援割」が停止されることはありますか。	状況を見て停止の可能性はあります。